

部長及び参事官

殿

所 属 長

災 対 発 第 2 2 号

平成28年 1 月 25 日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】 H30. 3. 16災対発第33号一部改正

R6. 3. 21災対発第50号一部改正

災害対策技能指導員運用要領の制定について（通達甲）

災害対策技能指導員の運用に関し「災害対策技能指導員運用要領の制定について（例規）」（平成24年12月 5 日備二発第376号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「災害対策技能指導員運用要領」を定め、平成28年 2 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

（別記様式省略）

別添

## 災害対策技能指導員運用要領

### 第1 趣旨

この要領は、県警察における災害警備活動の知識及び技術の向上を図るため、災害警備活動に係る優れた知識及び技能を有する警察官の災害対策技能指導員（以下「災対指導員」という。）への指定及びその運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 災対指導員の指定及び解除

#### 1 指定

- (1) 所属長は、自所属に配置されている警察官の中から、災害警備活動に係る優れた知識及び技能を有し、かつ、多くの災害警備活動の経験を有する者であって災対指導員としての適格性を有すると認められるものを、別記第1号様式の災害対策技能指導員推薦書により本部長に推薦するものとする。この場合において、警備第二課長以外の所属長は、警備第二課長と事前に協議を行うものとする。
- (2) 本部長は、(1)により推薦された警察官が、災対指導員に真にふさわしいと認めるときは、別記第2号様式の指定書を交付して災対指導員に指定するものとする。

#### 2 解除

- (1) 所属長は、災対指導員に指定を解除する事由が生じたときは、速やかに別記第3号様式の災害対策技能指導員指定解除上申書により、その指定の解除について本部長に上申するものとする。
- (2) 本部長は、災対指導員がその任務遂行に適さない理由があると認めるときは、指定を解除するとともに、別記第4号様式の解除通知書を交付するものとする。
- (3) 災対指導員が所属を異動したときは、指定を解除したものとみなす。

### 第3 災対指導員の任務

災対指導員は、警察官の災害警備活動に係る知識及び技能の向上を図るため、次の指導教養を行うことを任務とする。

- 1 警備第二課が主催する会議、研修会等の場における指導教養
- 2 災対指導員が属する所属又はそれ以外の所属（以下「自所属等」という。）における災害警備活動に必要な装備資機材の取扱い等に関する指導教養
- 3 自所属等における自治体及び自主防災組織と協働した訓練の場における実戦的指導

### 第4 派遣要請

- 1 災対指導員の派遣を希望する所属長は、別記第5号様式の災害対策技能指導員派遣要請書により、本部長に派遣を要請するものとする。
- 2 1の要請を受けた本部長は、派遣する災対指導員を選定し、当該災対指導員が属する所属長に対して別記第6号様式の災害対策技能指導員派遣指示書により派遣を指示するものとする。